

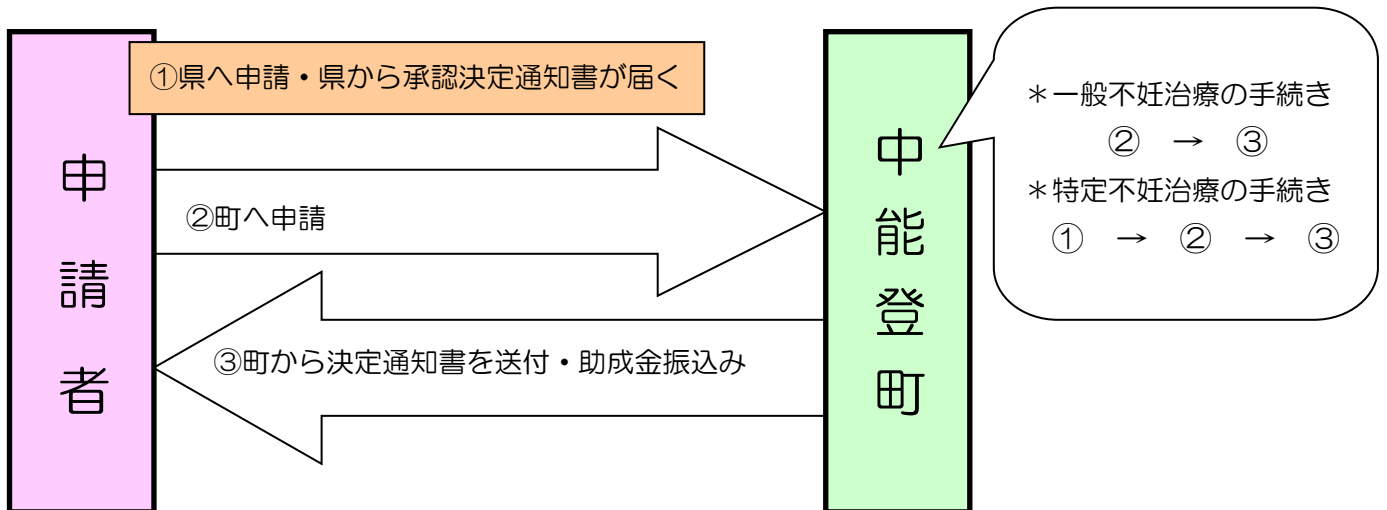
中能登町不妊治療費助成事業のご案内

中能登町では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費助成事業を実施しています。令和4年度より不妊治療に係る費用が保険適用となり、一般・特定不妊治療助成が終了します。下記の表を参考に申請をお願いします。申請期限にご注意ください。

区分	一般不妊治療	特定不妊治療
治療の種類	タイミング療法、薬物療法、人工授精など	体外受精、顕微授精（男性不妊治療を含む）
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①法律上の婚姻をしている夫婦 ②夫婦の両方又は一方が、中能登町に住所を有し、助成申請をした日までに1年以上居住している方 ③夫婦の前年所得の合算で730万円未満（前年所得が確定するまでは前々年の所得） ④産婦人科や泌尿器科を有する医療機関において不妊治療を受けた方 	<ul style="list-style-type: none"> <u>①、②、③については一般不妊治療と同じ</u> ④石川県の指定医療機関において不妊治療を受けた方（裏面参照） ⑤夫婦の前年所得の合算で730万円未満（前年所得が確定するまでは前々年の所得） ⑥石川県の不妊治療費助成を受けた方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①中能登町不妊治療費助成交付申請書 ②戸籍謄本（申請日より6ヶ月以内に発行のもの） ③夫婦それぞれの住所を確認できる書類（住民票） ④夫婦前年の所得を証明する書類の写し ⑤一般不妊治療医療機関受診等証明書 ⑥夫婦それぞれの健康保険証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> <u>①、②、③、④については一般不妊治療と同じ</u> ⑤石川県特定不妊治療費助成事業受診等証明書写し ⑥指定医療機関が発行した不妊治療費の明細が記載された領収書 ⑦石川県発行の不妊治療費助成承認決定通知書
	③、④については町で確認できる場合は省略できます	
申請期限	<p>※令和4年度より、不妊治療に係る費用が保険適用となります。これに伴い、令和4年3月31日で一般不妊治療費助成が終了します。令和4年3月31日までの治療を助成します。<u>令和4年3月31日までに申請してください。</u>3月31日までに申請できない場合は、事前に中能登町役場 行政サービス庁舎 子育て支援室（TEL：72-3134）にご連絡ください。事前にご連絡があった場合のみ、令和4年4月に申請を受理します。</p>	<p>石川県の決定通知のあった日の属する月の初日から起算して1年以内。</p> <p>※令和4年3月31日で、特定不妊治療の助成が終了します。令和4年3月までに治療を開始し、令和4年度にまたがって自費で治療が行われる場合は、助成対象となります。</p>

【問い合わせ先】中能登町役場 行政サービス庁舎 子育て支援室 TEL：0767-72-3134

【申請手続き】



【石川県指定医療機関】

<県内医療機関>

令和2年11月現在

医療機関名	所在地
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2-1
金沢たまごクリニック	金沢市諸江町中丁327番1
鈴木レディスホスピタル	金沢市寺町2-8-36
吉澤レディースクリニック	金沢市稚日野町北295-1
永遠幸レディースクリニック	小松市小島町ル50番1

【不妊治療費の助成申請窓口・問い合わせ先】

名称	所在地	電話番号
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27-9	0767-53-2482
健康保険課「子育て支援室」	中能登町能登部下91部23番地	0767-72-3134

※令和3年2月より、申請窓口が変更となっておりますので、ご注意ください。